

【日本貿易振興機構】

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名 称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益財団法人海外 子女教育振興財団 (3010405009418)	維持会費(年額)	200,000	200,000	2026/4/27	海外駐在員に係る子女 教育手当の金額算出に 必要なデータを取得する ため。	公財	国所管
公益社団法人経済 同友会 (7010005015184)	2026年度年会費	599,000	599,000	2026/6/17	政府・経済界が一体と なって取り組むべき事案 に関して連携するため。	公社	国所管

【記載要領】

- (注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
- (注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
- (注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
- ※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。